

市税に関する不服申立て

審査請求

市税の賦課決定や滞納処分等について不服があるかたは、市長に対して次の期間内に文書をもって審査請求をすることができます。

処 分 の 内 容	申 立 期 間
市税の賦課決定（更正）	納税通知書等を受け取った日の翌日から 3 か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から 3 か月以内、又は差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から 30 日を経過した日のいずれか早い日
財 産 の 差 押 え	差押えの通知を受け取った日の翌日から 3 か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるかたは、固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます。

申出期間は、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことを公示した日から、納税通知書を受け取った日後 3 か月までの間です。

不服申立ての処理

これらの不服申立ては

- ①不服申立てのできない事項であったり、申立期間を過ぎたりしていると却下になります。
- ②内容を審査し、申立てに理由が認められれば是正措置がとられます。
- ③理由が認められないときは棄却されますが、申立人にとって不利益に変更されることはありません。